

議会受付番号	鎌議第 1161 号
質問者	上島議員
答弁する者	市長（歴史まちづくり推進担当）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録委員会運営について

2 質問の要旨

- (1) 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会の負担金の市負担分の算出根拠は何か。市負担分は妥当と考えるか。
- (2) 当該委員会の構成自治体は加入、脱退など見直ししないのか。
- (3) 事務局はどこか。運営方針は何か。今後の委員会の予定は何か。
- (4) 委員会運営費の内訳はどのようになっているのか。
- (5) 決算方法についてはどのように行なわれ、運営についてどのように妥当性を見極めるのか。
- (6) 鎌倉市の意見はどのように反映されるのか。反映されなかったことはあるか。

3 答弁

- (1) 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会（以下、「4 県市委員会」という。）が発足した平成 19 年度時点で、構成資産のほとんどを有する鎌倉市が主たる経費負担を担うこととし、他自治体は定額として、神奈川県、横浜市、逗子市が 500 千円ずつを負担することとなったものです（県は平成 23 ~25 年度：2,000 千円、26 年度～：1,000 千円）。なお、鎌倉市の負担額は、平成 19 年度 36,100 千円、20 年度 23,200 千円、21 年度 28,310 千円、22 年度 20,310 千円、23 年度 3,169 千円、24 年度 3,410 千円でした。

平成 26 年度からは、4 県市委員会で取り組んだ「武家の古都・鎌倉」のうち、イコモス勧告で高評価を受けた社寺や切通などの資産と国内外類似資産の比較研究に取り組むことましたが、分担額については、まず実施する事業に必要な経費を積み上げ、それに対応する歳入として、負担金の分担額を見直したものであり、（神奈川県は 1,000 千円、横浜市、逗子市が 500 千円ずつ、鎌倉市は 4,178 千円）、各市負担額は妥当であると考えます。

(2) 「武家の古都・鎌倉」のイコモスによる不記載勧告、推薦取り下げ後、再推薦・登録をめざし、新たなコンセプトの構築を目的に、イコモス勧告で高評価を得た鎌倉市、横浜市及び逗子市に所在する社寺、切通、やぐらなどについて、国内外類似資産との比較研究を中心とした基礎的な調査研究を充実させる必要があることから、当面の間は現状の4県市体制を維持することとしています。

今後、新たなコンセプトのイメージを検討する中で、構成資産の構成自治体の見直しについても行う可能性はあります。

(3) 事務局は鎌倉市と神奈川県です。

「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会規約」及び「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会会計処理規程」に基づいて運営しています。

平成26年度から3年間は、再推薦・登録に向けた新たなコンセプトを構築するため、国内外類似資産との比較研究に取り組んでいるところです。新たなコンセプトを構築した後は、市民や社寺との合意形成を図りながら、推薦書案の作成や推薦時期等に係る国との協議などを進めていきたいと考えています。

(4) 委員会運営費は、①世界遺産登録準備事業に係る経費、②普及啓発事業に係る経費、③運営費に大きく分かれています。

①の内訳としては、比較研究に係る経費が主体で、「鎌倉」文化遺産比較研究委員会費、現地調査費等です。

②の内訳としては、県と共催する文化財保護ポスター事業費、講演会開催費等です。

③の内訳としては、委員会運営に必要な消耗品費等です。

(5) 4県市委員会では、監事（横浜市及び逗子市の推進委員会委員）を2名置き、監査を実施し、推進委員会の会議においてその結果を報告し、推進委員会は監査報告を受け、事業報告及び決算を審議し議決する旨、規約で定めています。決算処理にかかる手続きは、事務局が事業報告および決算報告を行った後に、監事が決算書及び会計帳簿等の関係書類を照合するなどして、適正かつ公正に処理されていることを確認し、推進委員会に報告します。推進委員会では、この監査報告を受け、各年度の決算について慎重に審議したうえで議決しています。

こうした処理の過程において、運営の妥当性を見極めていただいているものと考えています。

(6) 4県市委員会の事項については、会議において、4県市が意見を出し合い、

審議し、最終的に議決により決定されますが、鎌倉市は資産の大部分が所在する市として、積極的に意見を提案し、事業に取り組んでいるところです。

また、日頃から他自治体に鎌倉市が置かれている状況等について理解いただく中で、鎌倉市の意見については、会議に先立ち開催する事務局と横浜市及び逗子市の関係職員によって構成される幹事会（事務局長である歴史まちづくり推進担当担当部長も出席）における協議・調整の中で十分に反映され、その後の4県市委員会会議において合意形成が図られています。